

●香川県告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和元年7月19日から同年8月9日まで一般の縦覧に供する。

令和元年7月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 丸亀琴平観音寺自転車道線（270号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市本大町東村道東1378 番3地先から	前	4.3~5.0	253	道路台帳の補正による
観音寺市本大町井出北1662番 2地先まで	後	4.3~6.5	253	

- 4 供用開始の期日 令和元年7月19日